特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	自立支援給付（補装具費）及び補装具利用者負担額補助金の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、自立支援給付（補装具費）及び補装具利用者負担額補助金の支給に関する支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	自立支援給付（補装具費）及び補装具利用者負担額補助金の支給に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付（補装具費）及び補装具利用者負担額補助金の支給に関する事務
②事務の概要	（評価対象事務全体の概要） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条、船橋市補装具費の支出に関する規則（平成12年船橋市規則第51号）、船橋市補装具利用者負担額補助金の交付に関する規則（平成4年船橋市規則第40号）に基づき補装具費及び補装具利用者負担額補助金を支給する。 （特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容） ①支給申請書を取得し，希望する補装具や製作等をする業者に関する意向を聴取するとともに，申請に係る本人の年齢や障害の種別による補装具の資格について確認する。必要に応じて身体障害者更生相談所の判定や助言を受ける。 ②情報提供ネットワークシステムを利用し対象者の住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報を確認する。税確認の結果、均等割のみ課税世帯の場合は別途申請書類を取得する。 ③自己負担額を決定し，支給決定する。 ④支給決定情報を対象者に通知する。 ⑤支給決定情報を補装具業者に送付する。 ※①，②，③において特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	障害者福祉システム、ケース台帳管理システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
補装具情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表の117の項 ・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55号。）第3条第1項及び別表その1の6の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項、145の項 （船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、15の項、20の項、37の項、42の項、75の項、80の項、125の項、144の項、155の項、161の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
–

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2345
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、次の事項を厳守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、原則として本人等からのマイナンバーの取得を徹底する。 ・本人等からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。 ②上記のほか、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面において、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・申告書等に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力について、複数人で確認を行う。 ・特定個人情報の廃棄について、複数人で確認を行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検	［ ○ ］ 内部監査	［ ○ ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	″船橋市情報セキュリティ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、特定個人情報について、下記を徹底する運用としている。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。″

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第60条第1号及び第7号 ・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55号。以下「船橋市番号利用条例」という。）第3条第1項及び別表その1の6の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の84の項 ・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55号。）第3条第1項及び別表その1の6の項	事後	
令和4年2月22日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） ・番号法第19条第7号及び別表第2の108の項 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7号（以下「令第7号」という）第55条第1号）、109の項（令第7号第55条の2第1号）	（船橋市が照会する根拠） ・番号法第19条第8号及び別表第2の108の項、109の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （上欄の続き）	（船橋市が提供する根拠） ・番号法第19条第7号並びに別表第2の項番号及び令第7号 8の項（令第7号第7条第2号ニ、同条第3号ホ）、 11の項（令第7号第10条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第3号ホ、同条第4号ニ）、 16の項（令第7号第12条第1号ニ、同条第2号ハ、同条第4号ニ、同条第5号（同条第1号ニ）、同条第6号ハ、同条第8号ニ）、 20の項（令第7号第14条第1号ニ、同条第2号ニ）、 26の項（令第7号第19条第1号チ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号）、 53の項（令第7号第27条第1号ロ、同条第2号ロ）、 56の2の項（令第7号第30条第12号）、 87の項（令第7号第44条第1号チ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号）、 108の項（令第7号第55条第1号ホ、同条第2号ハ、同条第5号ハ、同条第8号ハ、同条第9号ニ）、 116の項（令第7号第59条の2の2第1号ニ、同条第2号（同条第1号ニ）、同条第3号（同条第1号ニ）、同条第4号（同条第1号ニ）、同条第5号（同条第1号ニ）、同条第6号ニ、同条第7号（同条第6号ニ）、同条第8号（同条第6号ニ）、同条第9号（同条第6号ニ）、同条第10号（同条第6号ニ）、	（船橋市が提供する根拠） ・番号法第19条第8号及び別表第2の8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、108の項、116の項	事後	
令和5年3月31日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の84の項 ・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55号。）第3条第1項及び別表その1の6の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表の117の項 ・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55号。）第3条第1項及び別表その1の6の項	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） ・番号法第19条第8号及び別表第2の108の項、109の項 （船橋市が提供する根拠） ・番号法第19条第8号及び別表第2の8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、108の項、116の項	（船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項、145の項 （船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、15の項、20の項、37の項、42の項、75の項、80の項、125の項、144の項、155の項、161の項	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業	－	様式変更に伴い追記	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	－	様式変更に伴い追記	事後	